

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

(課長補佐級以上職員用⑧ 解答・解説)

答え合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「倫理法」とは国家公務員倫理法を、「倫理規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

国家公務員倫理審査会から配付している倫理教本やホームページに掲載している国家公務員倫理規程解説などもご参考ください。

番 号	正 解	解 説
1	×	本問のような規定はありません。 しかし、倫理的な組織風土の構築のためには、管理職の職員のリーダーシップや倫理的な行動の率先垂範が不可欠であることから、公務員倫理の制度や事例を再確認するとともに自らの倫理感の醸成を図るためにも、定期的な倫理研修の受講が求められます。
2	×	立入検査や契約の相手方となっている事業者については、当該事業者と折衝するなど直接の業務担当である職員のみならず、その職員の上司にとっても利害関係者に当たります。 決裁ルートにある場合だけでなく、その業務が自らの所掌事務とされているときは利害関係者となるため、注意が必要です。
3	○	利害関係者から供応接待を受けることは禁止されていますが(倫理規程第3条第1項第6号)、割り勘により自己の費用を負担して飲食することは差し支えありません。 この「自己の費用」とは、消費税やサービス料なども含めた額をいいますので、本問の場合、自己の消費税分を負担していませんが、千円超の場合に千円未満の端数を切り捨てることは許容されているため、同号の禁止行為に該当しません。
4	○	利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けることは禁止されており(倫理規程第3条第1項第4号)、利害関係者から提供される自動車に同乗することは原則として認められませんが、倫理規程第3条第2項第4号により、①職務により訪問していること、②提供される自動車は利害関係者が業務等で日常的に利用していること、③周囲の交通事情やその他の事情から提供される自動車の利用が相当と認められること、の全ての要件を満たしている場合は、利害関係者の自動車に同乗することはできることとされています。本問では、①現地視察という職務により訪問しており、②利害関係者が日常的に利用する官用車を使用し、さらに、③利害関係者が国の機関である場合には相当と認められることから、①～③の全てを満たし、同号の例外規定に該当します。

番 号	正 解	解 説
5	○	届出は、1万円を超える場合に必要となります(倫理規程第8条)。なお、本問の「合計1万円」が仮に税抜きであって、消費税を加算すると1万円を超える場合には、倫理監督官への届出が必要となります。すなわち、倫理規程第8条の届出を要する「1万円を超え」た額は、消費税やサービス料なども含めた額をいいます。
6	×	講演の依頼元が利害関係者であるか否かにかかわらず、勤務時間中に職務として講演を行う場合には、講演を行っている時間に対して国から給与が支給されていることから、それに加えて講演料を受け取ることは、報酬の二重取りとなるため、講演料の多寡にかかわらず、認められません。 なお、勤務時間外に利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演を行う場合には、倫理監督官の承認が必要です(倫理規定第9条第1項)。
7	×	報告期間(贈与等を受けた四半期の翌四半期の初日から14日間)前に、他府省に出向した本省課長補佐級以上の職員は、出向前に受けた贈与等であっても、贈与等報告書を提出時に属している府省に対して提出することとなります。
8	×	育児休業、病気休職、研究休職など、休業・休職により職務に従事しない職員であっても、贈与等報告書の提出は免除されていません。
9	×	管理職の立場にある職員は、部下に倫理法等に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実を確認したときには、黙認(何らの対応も取らないこと)をしてはならないとされています(倫理規程第7条第3項)。 本問の場合のように、部下や同僚に事情を聞かない理由が部下の倫理法等違反行為があくまで噂に過ぎないためであるとすれば、黙認することが倫理規程上の禁止行為に該当するとまではいえませんが、部下職員を管理監督する立場として適切な指導等を行うためにも、部下職員に事情を聞くなど、事実の確認を怠らないことが肝要です。
10	×	倫理法等違反が疑われる行為をした職員が所属する府省等の相談・通報窓口以外でも、倫理審査会の相談・通報窓口(公務員倫理ホットライン)において、国家公務員の倫理法令に違反すると疑われる行為に関する相談・通報を広く受け付けています。 公務員倫理ホットラインでは、メール又は郵送で相談・通報を受け付けています。また、匿名の相談・通報も受け付けています。 通報者の氏名・連絡先等を伺った場合でもそれらを同意なく外部(窓口以外)に提供することはなく、相談・通報したことを理由として通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。 ※ 相談・通報は、検索エンジンで「公務員倫理ホットライン」と入力してアクセスしてください。